

臺灣に於ける國語の教育

元臺北大學教授 安藤 正次

「臺灣に於ける國語の教育」といふ廣泛な題目について述べることにすれば、無論その中には、臺灣に於ける國語教育の機關や施設に關する諸般の事項、或はまた、實際問題としての、例へば教授法といふ如き、幾多の問題が含まれるのであるが、わたくしは、以下、主として、國語政策問題といふ觀點よりこれに對する自分の大體の考を述べることにしたいと思ふ。然し、これに先立つて、豫め一應考へておくべきことは、ある國家がその版圖内に幾つかの言語を有する場合、また異なる言語を語る住民の占居してゐる新領土を獲得した場合に、如何にその領土内に國語を弘めるか、即ち如何に國語政策を行ふかといふ一般問題である。わたくしは、先づこの問題について述べておかねばならぬ。

一體、國語政策とは、元來、その版圖内の言語に對して、領土的、文化工作的意圖の下に、これを處理してゆく一定の方策なのであるが、この國語政策には、大別すれば、大體、政治的方面と教育的方面の二方面が存する。即ち若し、同一國家内の國民が同一言語を用ゐてゐる場合には、國語政策は大體に於いて純然たる教育的なものである。然しながら、同一國家に屬する國民が同一言語を語るといつても、嚴密な意味において、必ずしも同一言語を語るとはいへぬ場合が存する。例へば、同一言語ではあるが、地方々々によつて、著しく異なる方言が語られてゐるといふやうなことが

ある。さうすると、この方言の統一といふことが、また、自ら國語政策の一課題として取上げられる。而して、この方言統一問題も、方言の關係の如何や、方言的差異の程度如何等によつて、自ら種々の異つた様相を示すことになる。一例をあげると、彼のドイツの如きは、由來、方言の統一といふことに甚深の注意を拂ひ、また方言の矯正がよくその効果をあげてゐることは、周知の通りであり、現代國語教育に於ける方言問題の取扱の上には、よくこの獨逸の場合が識者の注意に上る所となつてゐるが、一體、かくの如く、ドイツに於いて方言の整理統一がよく行はれるに至つた根本的原因は何かといへば、それは、ドイツが、もと聯邦組織の國であり、各聯邦の間の言葉の相異は、聯邦間の緊密な結合を妨げる所以ともなるので、そこで、同一國家内の言葉の相異を少くして、標準語をドイツ全土内に普及し、方言の統一をはかるといふことに、當局者の注意が向けられたからである。かゝる見地よりの方言の統一は、單に國語の教育の上においてのみならず、國家の統一政策の上からみて、重要な意義を有するものである。

また、最近、沖繩では、所謂標準語強制問題が起り、新聞雜誌などに、いろ／＼の意見が闘はされてゐる。沖繩の言葉は、元來、日本語と同じ系統に屬するものであり、謂はば國語の一方言に過ぎないのであるが、たゞ久しく南海の孤島に取殘されて來た爲に、方言的相異が餘りに著しくなつてゐる。そこで、沖繩縣當局は、この方言を日常用語としてゐる限り、沖繩人の文化的、社會的向上や進出にはなほだしく阻まれるといふ見解の下に、標準語の普及に全力を注ぐことになつた。然るに、一方、これに對して、強硬に反對を唱へてゐる人々もある。その反對理由は、標準語の普及をはかるのも強ち悪くはないが、一も二もなく沖繩語を斥け、標準語を用ひさせようとするのはよろしくない、ことに、強制的態度でこれに臨むのは不都合であるといふ點にあるやうである。この、最近に起つた沖繩の場合は、地方的のも

のであるが、要するに、言語を同じくしてゐる同一國家内の國語政策にあつても、特にその實施の態度、方針に關しては、特に細心の注意を要するものがあると思はれる。

かやうに、同一國家内における、同一國語を用ゐてゐる地域にあつても、方言的分裂の甚しい場合には、言語問題はやゝもすれば、政治的色彩を帯ぶるやうになる。況んや、同一國家内で相異なる言語が並び行はれてゐるといふやうな場合においては、これに對する國語政策は、一層重大な且つ複雑困難な問題となつて来る。殊に或國家が、言語的人種的に全く別系の住民を含む領土や植民地を新に獲得した場合、その新領土、新植民地の言語をいかに處理するかは、殆ど避け難い實際上の緊急問題として起つて来るのである。かゝる場合、國家は、これに對して如何なる方策をとるか、この解決は必然に統治上の、教育上の問題に關聯して来る。而して普通、かゝる場合には、近代國家は、言語上における複合體制を認める例が多い。第一次世界大戰後のベルサイユ條約において、少數民族の言語の自由が認められてゐるが如きも、その一例である。また、近代ヨーロッパ諸國が、その植民地における教育の上に、母國語と土語との併用主義をとつてゐるが如きも、その例である。蓋し、國家がその統治的見地よりその領土内の言語を問題とするに當つてはなるべく同一國民同一言語といふ條件が望ましいことは勿論であり、少くとも言葉の一元性は、國民的感情を一にし民心の歸一を來すといふ點で理想的なことであることはいふまでもない。然し實際においては、なか／＼さういふ好條件には恵まれないので、従つて多くの場合、言語上において複合體制がとられて來てゐる。

言語上における複合體制なるものは、わたくしの見るところによれば、二つに大別される。一は、二種もしくは二種以上の言語が、同一國家内において、國語として、ほとんど對立的の地位を占めてゐる場合であり、一は、國家が國語

として公に認めてゐるのは、たゞ一種の言語であるが、異種の言語もまた、或地域においては、これに準じて取扱はれる場合である。國語體制といふ點からみれば、前者は複國語制（さらに、これは二重國語制・三重國語制などにわかれる）、後者は單一國語制であるが、單一國語制のうちにも、純然たる單一國語制のものと、前述のやうな、異種のものに、從屬的地位を與へるものがある。さういふ、異種のものに從屬的地位を與へる場合については、言語政策的には、これを複合體制として取扱ふのがよいと考へる。

さて、まづ最初に説明すべきは、複國語制のうちの二重國語制の場合であるが、これは、二種の言語が同一資格で國語の地位にあるものであつて、この例はベルギーの國語の體制にみられる。ベルギーでは、從來長い間、言語についての論争の歴史を繰返して來たが、現在では、大體オランダに近い北部地方ではゲルマン語系のフラマン語、また南部のフランスに近い地方では準フランス語とも見做されるワロン語が行はれ、更に國內中央部ではフラマン語とワロン語の兩語が並び行はれてゐる。即ちベルギーでは二重國語制なのである。次に、三重國語制の例は、これをスイスに見ることが出来る。スイスではフランス語、イタリア語、ドイツ語の三國語が相並んで行はれてゐる。しかるに、こゝに三重國語制よりもさらに複雑した國語體制をもつてゐる國家も存する。例へば滿洲國の場合の如きはそれであつて、康德五年（昭和十三年）實施の新法令では、國語教育上、縣制施行地域では日本語と滿洲語、旗制施行地域では日本語と蒙古語が數へられ、特に國民高等學校では日本語・蒙古語・滿洲語の三國語が教へられ、且つ滿洲國の官公文書は日滿兩語兩様の式が使用されてゐる。これは滿洲の國情が國語を複雑にしてゐるからに他ならないのだが、かゝる場合にはこの類のものは、別に多數國語制と呼び得るわけである。然しながら、他に尙、かくの如く二重或は多數國語制等の何れに

も分け得られる場合がまた存する。その一例はアイル共和国の場合で、一九二二年（大正十一年）北方七州を除いたアイルランドに、アイルランド自由國が、その憲法第四條で、アイルランドの國語はアイルランド語とす、たゞし當分の間は、英語をも國語として認めるといふ意味のことが定められた。アイルランドには昔より固有の言語があつたのであるが、從來英國では、言語政策上、アイルランド語を無理に抑壓して英語を強制する方策をとつた爲に、アイルランドが自由國として半獨立の氣運を迎へるに及んで、復古的にアイルランド語を國語とし又固有のアイルランド文字を用ゐることにした、然るにアイルランド語は既に衰滅に瀕して居るので、これのみを國語として制定することは實際において不可能であつた。そこで、結局は、英語をも公用語として認めざるを得ぬ事情に立ち至つたのであつた。かくて、アイル共和国においては、アイルランド語と英語との變態的二重國語制の實情が續き、現在もなほ衰へたアイルランド語の復興、普及の問題に往き悩んでゐるのであるが、新興國家では、その國語政策の上に、かやうな變態的國語制が屢々現れて來る。

更にノルウエーの場合を見ても、またこの例に近い。ノルウエーはかつて長くデンマークに屬し政治的言語的にもその影響を強く受けたが、後年、獨立して一國家を成すに及んで、國家我の自覺が漸く國語意識の上にも反映し、從來の國語體制に不満を感じ、デンマーク語の影響の著しいリクスモールを避けて、ランヅモールを國語としようとする運動が起つて來たのであつた。ランヅモールは、ノルウエーの土語を基礎とした新語である。然るに一方では、今は既にノルウエー語になりきつてしまつたリクスモールであるから強ちランヅモールにかへる必要なしといふ反對が起り、結局はリクスモールとランヅモールとの二語對立となつて、複雑した國語體制が現出するに至つた。ランヅモールの運動は

國語によつて民心の歸一をはかり、國家の更生を期する意圖に基いたものであるにも拘らず、結果は、反對に、國語の對立となつてしまつたのである。ともあれ、かくの如き、アイルランドやノルウエーの場合では、同じく複國語制といつても、他國のそれとは、實際上、その内容事情がかなり異つてゐるのである。

轉じて、イギリス本國の例をみるに、イギリスでは、英語が唯一の國語であり、英本國が單一國語制の國であることはいふまでもないが、スコットランドではスコットランド語が、ウエールズではウエールズ語が認められ、學校教育においても、それらの言語が教へられてゐる。國家としては單一國語制をとつてゐるが、特殊地域においては、言語上の複合體制が支持されてゐるといつてよい。スコットランドやウエールズの地域では、スコットランド語やウエールズ語が國語に準ずる取扱をうけてゐるのである。かういふ場合は、これを純然たる單一國語制の國家といふことが出来ないことは前に述べたとほりである。

さて、かくの如く考へて來ると、最後に純然たる單一國語制の體制の場合が残された問題として取上げられる。單一國語制は、原則的には、ある國家が唯一の言語を國語として持つ場合であるが、然し大概の場合、一國の版圖内には多少ともに異語異種の民族を含むのが常であるから、國家が單一國語制をとる場合には、異語民族の言語に對して、これをいかに處理するかが、政策上、重要な問題となる。この場合に、異語民族に徹底的に、國語即ち母國語を強制してゆくのも一つの方策である。この例は十九世紀においてイギリスのアイルランドに試みたところのものであり、またドイツやロシアがポーランドに對して行つたところのものであつて、それは實に極端な抑壓主義で臨んだものであつた。しかし、それらの國々といへども、すべての領土、屬領、植民地に對して、同じやうに抑壓主義を執つて來たわけでは

ない。しかも、近代國家の理念からいへば、かゝる抑壓強制主義は、必ずしも策の宜しきを得たものではない。異語民族に對しては、寧ろ國語の教育により之を同化するといふのが、爲政の大道にかなつたものであると考へられる。しかし、かういふ大乘的の方策は、從來あまり顧みられなかつたのである。しからば、さういふ場合における、近代國家の執つた處理の方法はどういふものであつたかといふと、それは、強制政策と同化政策との中間に位するものであり、地域的に言語の複合體制を設定することである。すなはちそれは、同一國家の版圖内の異語民族によつて語られる言語はそのまゝにこれを認め、その上に國語を教へるといふ方策である。これを、本國と屬領との關係についていへば、英國の印度に對する場合の如きが、それである。英國の東印度會社は最初に印度人を英語で教化すべしとしたが、この際、同時に印度の土語による教育をも考慮したのである。然るに印度の土語自體が、文化語としてはすこぶる貧弱なので、土語による教育に困難を感じ、結局、英語教育となつてしまつた。然しこの場合でも、英國は英語によつて、土民を英國民化せんとしたのではなく、英語の強制的教育でもなく、また、印度語を禁絶するのを目的としたのでもなく、要するに文化工作の具として、英語を採用したといふ程度なのであつた。オランダのその屬領植民地に對する國語政策も亦オランダ語と同時に、その土地の言語をも取上げて之を教へるといふ態度であり、今日でも英國の印度に對する態度は大體このオランダの場合と同様、印度土語を強くは排斥しない傾向をとつてゐる。かくの如くオランダ、英國、共にその植民地屬領に對する國語政策は、根本においてその軌を一にしてゐるのである。

わたくしは、上に、國語の體制について、單一國語制と複國語制とを説き、また別に、言語上の複合體制といふことを説いた。前者は、或國家が、國家として、たゞ一種の言語を國語としてゐるか、二種以上の言語を對等に國語として

るかを標準とした見方にもとづくのであるが、後者は、國家が、或地域における特殊事情によつて、その地域にもとから行はれてゐる、國語以外の或種の言語に、教育用語としての特權を與へた場合に起る事象である。複合體制の地域においては、國語は國語として行はれ、國語の教育も施されるのであるから、さういふ地域の住民は、言語上においては二重生活を營むことになるのである。かういふ複合體制の下にある地域を二語併用地域と名づけるが、かういふ體制の下に行はれる言語の教育は、原則として、二語併用主義である。しかしまた、或地域においては、國家は、その地域にもとから行はれてゐる異種の言語の使用を禁じてはゐないが、教育の上においては、全くこれを認めず、もつばら國語による一語専用主義を以てこれに臨んでゐるといふ場合がある。かういふ例は、きはめて稀であるが、わが國の新附の領土に對する言語政策は、すなはちこれである。かういふ場合にあつては、現實に即していへば、その地域は二語併用地域であるが、體制としては、複合體制を成してゐるとはいへないのである。

さて、臺灣における國語の教育は、わたくしのいふところの一語専用主義であり、所謂母國語本位の教育である。而してこの臺灣に於ける國語の教育が問題となるのは、被教育者、即ち國語教育の對象が、内地よりの轉住者所謂内地人である場合では無く、それが本島人及び高砂族である場合であることはいふまでもない。内地人を除く臺灣の總人口數は約五百萬人、その内、支那系に屬する臺灣本島人は約四百八十萬人であり、またインドネシヤ系に屬する高砂族は約十五萬人といはれてゐる。而も之に對し日本内地人は約三十萬人であるから、國家が、統治的文化的意圖の下に、國語によつて島民を皇民化する大方針を確立し、銳意諸般の機關施設を擴充して、國語の普及に努め、また、本島人高砂族にして國語の教育を受けた者の數が年々増加して來ることは事實であるにしても、實際上、眞に國語によつて日常の言

語生活を營むものの數は、都會はともかく、田舎の地方では極めて少い。學校教育以外に、國語講習所等の國語の普及機關も隨所に存して居り、その出身者も、年々莫大の數に上るが、數字で示される程に、眞の意味における國語の常用者や理解者は多くはない。公學校や講習所などで、國語を學習し、その業を終へたものは多くても、それらの多數のもの、ことに地方にあるものは、内地人に接觸する機會に恵まれることが少い。したがつて、その國語力は退歩してゆく。この點について、當局は、それらのもの間における國語の常用を獎勵してゐるが、國語の臺灣を現出する日はなほ遠い。然しながら翻つて考へてみれば、異語民族に對して國語の教育を施し、國語を在來の言語におきかへるといふ如きことは、一代や二代で俄かに達成し得るものではなく、多くの世代を重ねて初めてその目的を達し得ることなのである。わたくしは、母國語を本位とした、一語専用主義による、わが臺灣の國語の教育は、世界各國の屬領植民地における言語政策の成果よりみれば、むしろ成功の域に近いものと考へて差支へないと思ふ。殊に、日本が最初よりこの臺灣に於ける國語の教育を、不動の信念と理想とによつて、一語専用主義を以て遂行して來たことは、まことに注目し得ると考へる。

一體、近代國家が新に獲得した新領土や屬領や植民地に對する言語政策をみると、大體において、その地域における在來の言語に抑壓を加へて母國語の使用を強制するか、或はまた、母國語と在來の言語との二語併用主義をとるかの一途に出でないといつてよい。わが國の臺灣に對するやうに、臺灣を母國の延長と見ながら、在來の言語にさしたる抑壓を加へず、一方では母國に於けると同様に一語専用主義による國語の教育を施すといふ政策をとつたことは、世界の言語政策史に殆ど類例のない獨自なものである。然らば、そもそもかくの如き臺灣に於ける國語政策は、誰の考によつた

ものであるかといへば、それは實に、伊澤修二氏の見識と迫力とによるといはなければならぬ。伊澤氏は、明治二十八年の日清間の講和條約で、臺灣及び澎湖島が我が領有に歸することになり、樺山資紀大將が臺灣總督に任ぜられると同時に、總督府學務部長心得として赴任したのであつたが、伊澤氏が、臺灣の國語教育に關して元來如何なる意見方針を具へてゐたかは、文獻の徵證を缺く。しかし、傳ふる所によれば、氏は夙に臺灣、澎湖島が大體日本屬領となる豫見のついた頃、廣島の大本營に樺山大將を訪ねて、新領土の國語教育は是非共日本語によるべき旨を進言したことがあり、さういふ關係から學務部の要人として任用されることになつたといふことである。

既にいふ如く、伊澤氏の臺灣における國勢の教育に關する方針意見を窺ふべき資料は別がないが、然し氏が臺灣の教育は日本語によるべきものであるといふ堅い信念主張をもつてゐたことは確かである。明治二十九年十月、伊澤氏は臺南に長く留つて土人の教化に當つてゐたバークレーといふ英人宣教師と本島人の教育について對談したことがあるが、談偶々國語教育問題に觸れた際、バークレーは伊澤氏に、貴下は臺灣の教化を日本語を以て行はれる由で、その御考へは一應御尤もではあるが、然し自分の多年の經驗よりするも、それは無理であつて結局貴下の御努力は實際上無效となり終るであらう、臺灣人の教化は、臺灣の土語によるがよい。——と述べたのであつた。然るに伊澤氏はこのバークレーの忠言を斥け、自分は斷然日本語で臺灣を教化する信念である、さればよろしく數年後に於いてその結果を見て頂きたいといつて別れたといふことである。これは無論一つのエピソードに過ぎないとしても、然しこの一挿話によつて、伊澤氏の國語政策についての片鱗は窺ひ得る。ともあれ伊澤氏は臺灣に於ける日本語による教化を念願し之を堅い信念を以て、一語専用主義、母國語延長主義により、着々これを實際に行つたのである。

爾後、臺灣に於ける國語の教育は、幾多の曲折を経て、各方面に亘つて發展を遂げ變遷を重ねて來たが、然しその國語政策としての根本的態度方策は、終始一貫、一語専用主義、母國語延長主義を以て今日に及び、前にも述べたやうにわが國の臺灣に於ける國語の教育は、世界の言語政策史上に、特色ある異例の成果を收めて來てゐるのである。これは一方に國語によつて異民族を皇民化してゆくといふ政策をとりながらも、しかも國語を強制しなかつたといふことが、與つて大に力があると考へる。しかもまた、わが國では、歐洲諸國が、その屬領地や植民地の言語に對しても全く搾取といふ功利的觀點に立つて、その處理の態度を決するのとは全然趣を異にし、新附の民に對しても在來の母國民と同じく取扱はうとする所謂一視同仁の大精神が、その基調となつてゐる。この國是の顯現によつてこそ、わが國語政策もその成功を收め得るのであつて、これは益々發展途上にある邦家の爲に、洵に慶賀にたへない次第である。(終)

南京陥落の記念日に

草鹿 砥 祐 吉

聖戦も三年を超えぬとこしへの

平和のためぞ心ゆるぶな

臺灣に於ける國語の教育 (安藤)